

日連 7 第 838 号  
(業 1 第 46 号)  
令和 7 年 10 月 21 日

税制審議会  
会長 様

日本税理士会連合会  
会長 太田 直樹

## 諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

### 記

#### 一、寄附金税制のあり方について

##### (諮問の趣旨)

人口急減・超高齢社会を迎えたわが国において、人々が豊かさや幸せを感じられる経済社会を築いていくためには、全ての人々がそれぞれの立場でそれぞれの能力を活かすとともに、主体的に支えあう共助の精神によって、活力あふれる共助社会づくりを進めていくことが重要で、そのためには、共助社会を担う活動への参加の拡大と、そのような活動を支える寄附の充実が必要であるといわれています。

わが国における寄附行為は、古くからの慣習として定着しているものの、他国との比較において、寄附文化が十分に醸成されていないとの指摘があります。近年は、ふるさと納税を中心として寄附金の額が増加傾向にありますが、ふるさと納税については、寄附者の居住する自治体の税込減により、特に都心部において必要な政策が充分に行えないという事例が散見されます。

また、現行の寄附金税制は、例えば、支出先に応じた多岐にわたる区分や、一部の寄附金については所得控除と税額控除の選択適用が認められているなど、相当程度に複雑化・多様化しています。

一方で、近年、国民の社会貢献に対する意識は高まってきており、社会貢献を目的とした公益法人やNPO法人等への遺贈など、今まで以上に多様な形態の寄附行為が発生することも予想されます。

そこで、社会構造の変化も踏まえながら、現行の寄附金税制に係る問題点を検証し、諸外国の制度を参考にしつつ、時代の要請に即した寄附金税制のあり方を検討していただきたく、貴審議会に諮問します。

以上